

一般国道 126 号改築工事（銚子連絡道路）の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第 7 条第 1 項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第 2 項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和 2 年 12 月 2 日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道 126 号改築工事（銚子連絡道路）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき国土交通省関東地方整備局長から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第 8 条第 1 項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道 126 号改築工事（銚子連絡道路・千葉県匝瑳市高野字登城谷地内から同市高野字芦廻り地内まで及び同県山武郡横芝光町宮川字奥馬地内から同町芝崎字上川田地内まで）及びこれに伴う県道改築工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第 20 条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通省関東地方整備局長の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・本件事業のルート比較については、従来の一般国道 126 号との結節点を起点として長さなどを比較しないとおかしいのではないか。
- ・意見書提出者の産業廃棄物処分場からの粉じん被害があるとの苦情に対して、千葉県はどのように対応してきたのか、あるいはこれから対応しようと思っているのか。
- ・意見書中にある左カーブの線形について、直線に見直すことにより、意見書提出者の所有地に影響があるのか。